公 募 公 告

不動産登記法第14条第1項に定める地図作成事業現地事務所の公募について

令和7年1月8日 国・支出負担行為担当官 松尾 力実

大津地方法務局では、令和7年4月から、守山市木浜町ほか地区において、不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成作業を予定しているところ、当該地図を作成する際に必要となる現地事務所を下記のとおり公募する。

記

- 1 公募に付する事項
 - (1) 契約名 令和6·7年度法務局地図作成事業現地事務所賃貸借契約
 - (2) 契約期間 令和7年4月1日から令和7年12月26日まで
 - (3) 目的物 募集要領による

2 賃借物件の条件

- (1) 令和6・7年度法務局地図作成事業の区域(別紙)内又は近隣の区域であり、 かつ、江若交通バス琵琶湖大橋線バス停(大曲、速野小学校前、木の浜口、木 の浜農協前)から直線距離500メートル以内であること。
- (2) 建物における使用可能な床面積が50平方メートル以上であり、事務所として使用できること。
- (3) 敷金・礼金・保証金等が不要であること。
- (4) 毎月の賃料を翌月請求とし、後払いが可能であること。
- (5) 1台以上の駐車場が当該建物敷地内にあること (敷地内に確保できないときは、近隣に確保することでも可とする。)。
- (6) 電気設備、トイレを備えていること。
- (7) 機械警備及び当局で使用するLAN回線専用のインターネット回線を設置できること(費用は当局が負担する。)。
- 3 公募に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。) 第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な 同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 仲介人として公募に参加する場合にあっては、国土交通大臣又は滋賀県知事

による宅地建物取引業の免許を受けている者であること。

- (4) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものに該当しない者として次の要件を満たすもの。
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、 法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は 代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法 律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団 員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三 者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしてい る者ではないこと。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供 与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは 関与している者ではないこと。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用 するなどしている者ではないこと。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - カ 暴力団又は暴力団員及びイから才までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (5) 官庁(国の全ての機関)及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札 参加資格停止若しくは営業停止(以下「指名停止等」という。)を受けている期間に該当しない者であること。

なお、指名停止等を受けている者が、会社(法人)の本店、支店、営業所のいずれであっても、本公募の参加資格を有しないものとする。

- (6) 本件公募に係る募集要領の交付を受けた者であること。
- 4 募集要領の交付場所等
 - (1) 交付場所及び問合せ先

7520-8516

滋賀県大津市京町三丁目1番1号(大津びわ湖合同庁舎3階)

大津地方法務局会計課用度係 担当:鍵元

電話 077-522-4672 (直通)

メールアドレス kaikei_ootsu_moj_bal@i.moj.go.jp

(上記アドレス中、「bal」は「ビーエーエル」である。)

※ 募集要領の請求及び問合せは、電子メールによることができるが、その

場合は電子メールの到達を電話で確認すること。

(2) 交付期間

令和7年1月8日から同月27日までの午前9時00分から午後5時00分まで(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条各号に掲げる日を除く。)。

5 公募参加の申込手続

公募に参加する者は、令和7年1月27日午後5時00分までの間に、募集要領において定める公募参加申込書類を前記4(1)宛てに持参、郵送又はメールにより提出すること。

6 契約相手方の選定

公募参加申込書類を提出した者であって、提案する物件が前記2の賃借物件の条件を全て満たし、提案書において提示する契約希望金額が、当局が予決令第99条の5の規定に基づき決定した予定価格の範囲内であり、かつ、最も安価である者を契約相手方として選定する。

なお、本件公募の結果については、令和7年1月30日に当局ホームページ及び前記4(1)の3階会計課事務室前掲示板において公表する。

以上

